

# 林野火災を防ぐため

# 「火気使用」ルールが変わりました。

2026年1月1日(木)から

## 林野火災注意報・林野火災警報

発令時における屋外での火気の使用が  
禁止・制限されます。

### 禁止される行為

※火災予防条例第29条

- (1) 山林、原野などでの火入れ
- (2) 花火
- (3) 屋外での火遊びやたき火
- (4) 屋外で燃えやすい物の近くでの喫煙
- (5) 山林、原野などで火災発生の大きいと認められる、市長が  
指定した区域内での喫煙
- (6) 残火（たばこの吸い殻含む）や灰、火の粉を放置

### 違反した場合の罰則

「林野火災警報」が発令中に、禁止されている火の使用を行った場合、消防法及び火災予防条例に基づき処罰（30万円以下の罰金又は拘留）されることがあります。

警報が発令した場合、防災行政無線で放送しますが、志摩市消防本部のホームページ・SNSでもご確認いただけます。

問合せ先

志摩市消防本部

TEL：0599-43-1418

※各分署に問合せていただいてもご確認できます。

